

## ギュルヴィイツチの法社會學

恒 藤 武 一

部分[第一章法社會學の先驅者と建設者]は、きわめて興味深いけれども、ギュルヴィイツチ自身の理論を直接のぐた部分ではないから省略する。

### 一 ギュルヴィイツチによる法社會學の基礎付け

〔はしがき〕第二次大戰直前の一九四〇年に『法社會學綱要』*Elément de Sociologie juridique* と題する書物註(1)が、當時ストラスブール大學の講師であつたジョルジュ・ギュルヴィイツチによつて發表された。この著作はフランス語で書かれているが、その後一九四七年著者自身によつて英譯され、バウンドの序文を附して刊行、英米の學界にも讀まれることとなつた。ギュルヴィイツチ(1894—ロシヤ出身)は社會學者であると同時に哲學者でもあるが、概して云えれば社會學に研究の重點をおいているように思われる。このように多才な著者が、正面から法社會學に取組んで、自己の理論體系を示したのが『法社會學綱要』であるから、相當注目をあびたと思われることはパウンドの序文からもうかがわれる。しかしあが國では、まだ、あまりまとまつた紹介も見當らないので、以下主として同書に示されたギュルヴィイツチの法社會學のいわば方法・體系を中心になるべく忠實に紹介をして見ようと考える。紙數の都合で法社會學的な研究の歴史に觸れた

法學者も、社會學者も、異つた立場から出發しつつ法社會學を否定するためには共同戰線を作る。實際、法律學者は、*quid juris* の問題に研究を限定し、社會學者は、社會的事實をもろもろの力の關係に還元するという意味で、*quid facti* を解釋するのだから、法學と社會學とは、一見協同できないようと思われる。そこから、法律學者と法哲學者は、法社會學は規範としての、事實の匡正・評價の原理としての法を破壊するのではないかと恐れる。また社會學者は、法社會學は社會的事實の研究の中に價值判斷を再び持ち込むのではないかと不安に思う。同時に、法學の領域を規範的觀點、社會學の領域を說明的觀點から限定し、兩者の爭を避けようと考へ

る人々も出でくる。だが以上の諸點は、法學と社會學兩者の發展によつて自然に解決される問題であり、兩者の間の争は、社會學と法學といつ一つの科學の、對象と方法の概念における狹さと收差 aberration の結果に過ぎないと考えられる。(1-3) [以下( )内の數字は佛語版の頁を示す。]

法社會學は、法の體系的研究の 自律<sup>オトノム</sup> とは兩立するが、《法的實證主義》および《規範主義的論理主義 logicisme normativiste》とは相いれない。とのべ、ギュルヴィッツは、法實證主義を克服することが、法社會學建設のために必要であることを精しく説明する。法實證主義の核心は、《すべての法は實定法である》とする點ではなく、《その實證性が、優越し支配的な意志の、特に國家の命令から生ずる》とする點にある。このようにして、法實證主義は、法の効力をば、全く生きた社會的現實から切離し、現實 *fait réel* であるよりは、むしろ形而上學的全體である國家に基礎づける。このような考え方は、空しい形式主義であり、社會の生活との關係をたつものであり、社會學的實證主義とは縁もゆかりもないものと考えられる。(3)

また論理主義的規範主義は、法社會學の可能性を抹殺するために、當爲と存在の消滅させ得ない對立に根據を置きながら、カント的觀念論を楯にとる。だが、これは、ドグマティックな合理主義と結びついた法實證主義の焼き直しに過ぎない。ケルゼンのいへ、根本的規範は、國家の形而上學的全體

性に代るものにすぎないとされる。

ギュルヴィッツは要するに法實證主義的立場を反はくするには、次の四點を指摘すれば十分であると考へる。(5)

- (a) 法實證主義は循環論 cercle vicieux に落ち入つてゐる。
- (b) 論理主義的規範主義は、《純粹當爲》の概念に頼りながら、そのアприオリな内容を、斷言命令として形成することのできない經驗的・感覺的内容によつて置き代える」とにより、自滅している。
- (c) 以上二つの學派は、ローマ帝政期の法と十九世紀の大陸法の體系化の技術的手續を、法の不動の本質と見るに由り、種々の法を豫め一つの獨特な源に還元してしまつてゐる。
- (d) 國家と全く獨立した法の存在しているという事實は、法科學の方法と對象に関する一元論者の解釋が、人工的・獨斷的であることを示してゐる。一なを、法學者が不文の法、生きた法、しなやかにして動的な法を無視することは、現實に効力をもつ法から切り離された體系を立てる危険があり、また《法の精神》を無視して、どうして、法規を解釋し、體系化できるか、といった趣旨の敘述が續いてゐる。(5-6)

法社會學は、法的シンボル・すなわち、ある集團の、またある時期の經驗にとって價値のある法的意味を探求し、裁判所がその機能を果すのに重要なこれらのシンボルを體系化するという任務をもつ。これらのシンボルは、與えられた社會環境における法的價値經驗に生氣を與える集團的確信 croyance

juridique によって成立しているものであり、法社會學の助けがなくては、それらのシンボルの體系の固着性を支配している原理は、ただ恣意的に、強者の利益のために解釋されることになるだろう。このように述べてギュルヴィツチは法社會學の實用性を強調する。(7)

次に法の科學を法的技術として定義することから出發しても同様の結論に到達することが示される。この點ギュルヴィツチの議論は、前述と重複するから省略するが、ただ、法學者は獨斷論 dogmatisme へ保守主義への傾向、全く相對的な彼らの技術を永遠のイデーすなわち法のロゴスと同一視やすい、度し難い傾向があるとのべ、また十七・十八世紀の自然法をば、固定した法に對する生きた法の反逆であると評價しつつ、現在にあつては、もはや自然法の概念では不十分であり、法社會學のみが社會的現實と實定法との「やれ」の問題を解決し得るとのべていることを指摘しておく。(7-9)

以上で法學者の側からの攻撃に對する法社會學の辯護は終り、社會學者の反対に對する反駁が次になされる。(10) (11)この點はコントを取り上げて簡単に論じてあり、次にデュルケームの學説を精細に引用し、次第に法社會學を建設する方向への敘述に移つてゆく。ギュルヴィツチのデュルケームに對する評價はきわめて高く、彼の法社會學の方針もデュルケームに負う所が多いと考えられる。この意味では重要な部分であるが、デュルケームの學説については、わが國でも

既に多くの紹介があることだから省略する。デュルケームの次にマックス・ウェバーの法社會學が紹介されているが、ウェバーに對する評價はデュルケームに對するほどではない。ウェバーが社會的事實の概念を、行為と意味とにのみ限定し、かつ獨斷論的規範的科學 Science dogmatico-normative に譲歩しそむた結果、法の源の源 Sources des sources のみに注目し、法の現實をまつたく人工的に、固定的かつ體系化された規則に導かれる行爲 conduite にのみ還元して、法社會學の研究を特殊な法的技術にまで縮少した、というのがギュルヴィツチの批評である。換言すれば、ウェバーの法社會學は、地域的社會の法的類型學 typologie juridique のみ限られ、體系的法社會學の課題や、特殊集團の法的類型學には觸れていないという見解である。しかしウェバーのこの缺點は、その研究方法や、彼が法學と社會學との協同を望んだことによるのではなく、既述のように社會的事實の概念が狭いことによるのである。また、ノミナリスト的傾向に導かれて社會的行爲の概念自體を、(他人の行爲に關係する)社會的意味に従つてのみ方向付けられる個人的行爲にのみ還元したからであると、ギュルヴィツチは指摘する。(21-23) 以上で『綱要』の序論を中心とした方法論の紹介を終る。

## 一 ギュルヴィツチの法社會學

ギュルヴィツチによると、法社會學は、體系的法社會學

Sociologie juridique systématique やたわら法の微視社會学 la microsociologie du droit 集團の差異法類形態 la typologie juridique différentielle des groupements たゞひに總生名法社會學 la sociologie juridique génétique やたわら法の動的法體社會學 macrosociologie dynamique du droit 〇 〇 〇 〇 分だれ。

### 1 法系・法體・社會學 (法の體體社會學)

以上の二つの微視社會學の課題は、社會名現實 la réalité sociale や法の種 les espèces de droit の幾體名體を研究する事である。(141) ギヨルヴィッテは法秩序を法の體 cadres des droits 法の體系 Systèmes de droit の順序で外延的・廣泛性をもつて考へる。法の種は多くの法の種が存在しつゝある。それらの結合と平衡の上に法の種が成立しているのである。法の體系の中では、同様に相互に對立しかつ結合して多くの法の種が存在し、その結合の上に體系が成立する。法の體系とは、例えば封建法、市民法、トランス法、現代法、古代法などである。法の種の基礎には、社交性の形式 les formes de sociabilité が、法の種の基礎には單位集團が、法の體系の基礎には包括的社會が對應して存在する。法の種・體・體系の三者の間に、段階的秩序が存する。決してギヨルヴィッテは考へていな。おへねだ、この區別は、それを成立せしむる社會

關係が包括的であるが否かによるものである。そりだ、法秩序の中でも基礎的な單位である法の種と、それを支える社會の形式とが、微視法社會學の對象として取上げられる。

微視社會學の對象は、常識的には個人であるかのように考へられる。しかしギヨルヴィッテは、それが個人ではなく、全體の中に、全體によつて結合せられる仕方、すなわち社交性の形式である》」と強く指摘する。しかし全體の方に焦點を強く向かへる。法的現制の根據を、自然に形而上學的に把觸された國家に求めるに足るが、これは誤りであるとわれぬ。結合の形式が多數存在するとい、これを社會生活の動的多元性、非決定性を表わすものであり、これが法の種を研究する價値があるとギヨルヴィッテは考へる。(142)

現實の社會生活において、法は、少くとも法の種の中、相對的にせよ統一せられていなければ力を持たない。この意味で集團もしくは包括的社會は、社交性の形式に優越する。この事實は、法的強制という領域で明確に示せられる。同時に、法的強制は間接的にそれを利用する法の種よりも、むしろ法の種を支えるものである。だがこの法的強制が法のメルクマールであるとは考へない。法的強制に對して、法の實効性の社會名保障 la garantie sociale de l'efficience du droit といふ概念が對立せらる。それは不服從の形での反動によつて證明されるが、これこそ、他方の要求に對する一方の

義務の相關性を保障するものであり、あらゆる法の缺くことのできないメルクマールである。そこで、あらゆる社交性の形式は、一定の條件の下では、このよう種類の保障の基礎となることがあり、その事實によつて、集團の統一性によつて保護されると否とにかかわらず、法の母體となり得るのである。この法の母體となる社會的實在を、ギュルヴィッツは規範的事實 *fait normatif* と呼ぶ。さて同じ法の権または體系の中で相争う法の種は、二つの面すなわち水平および垂直面からして區別される。しかも、法の種は、社交性的形式に對應するものであるから、まず社交性的形式についての考察が行われる。(143-146)

(a) **社交性的形式** 社交性的形式を分類すると、直接的・自然發生的社交性と組織的・反省的社交性に大別される。前者は、集團的心性 psychisme の直接の狀態によつても、また、慣行あるいは集團的行爲としての發明・創造という形での集團的行爲によつても表現される。これに反して後者は、集團的心性の動的自發性に對抗し、階層付けられ集中化された行爲に對して、豫めモデルとして役に立つように結晶化されているがぎり、集團的行爲に附着する。兩者の本質的差異は、法的強制の點にあり、自然發生的社交性的場合には、それは多少とも內的な、同時にわれわれの良心の中で活動する壓力 *pressions* であるが、組織的社交性的場合には、外部からの制裁 *sanction* であり、強制である。兩者は構造的に上

下の關係にあり、自然發生的社交性は常に下層にあると同時に、組織的社交性的性格は、それが前者の中にどれだけ根を下しているかによつて規定される。この兩者の構造的上下關係を見るのが、垂直面からの考察である。

自然發生的社交性は、相互浸透 *interpénétration* による社交性「《われわれ Nous》の中への部分の融合」と、單純な人との關係》」とに分たれる。それは、統合 *intégration* と、排列 *coordination*、集團的直觀と象徵的コミュニケーション、結合と限定の對立に外ならない。

社交性的形式を區別する第一のメルクマールは、部分的融合の強度である。この點から、大衆 *mass* 共同體 *communauté* は、オノン *communion* [だとえば宗教の教團] の社交性の三つに分れる。この際、融合の強度と集團の壓力が逆比例し、社交性的強度とその量とが同じく逆比例する」とが指摘される。

相互依存による社交性は、その強度によつて、接近・離隔・混合の關係に分たれる。このあたりのギュルヴィッツの敍述は、全く形式社會學の立場によつており、大して特色もない。最後に、相互浸透による社交性に再び戻るが、この社交性は、それが積極的性格のものである時には、單一機能的、多機能的、超機能的社交性的三つに分たれる。労働組合、國家、

國際聯合における社交性がそれぞれの例である。次に超機能的社交性に關聯し、それが特殊利益ではなく、『一般利益 intérêt général』に奉仕することを指摘したのち、一般利益について若干説明がなされている。この點は少し特色があるので紹介しよう。一般利益とは、すべての人における利益の同一性を云うのではなく「このよくなことは絶対にあり得ないから」相對立する利益の動的な平衡であり、その平衡の可能性の數に應じて一般利益も又多面的に存在する。これらの平衡は本質的に變り易いものであり、多機能的な相互浸透〔國家を指す〕は一般利益に奉仕しようとするが、常に成功するわけではなく、しばしば反対にそれを害する。この意味で一般利益の觀點からの奉仕とは、事實の問題であつて、一般利益の表象を集團の特殊な類型にのみ獨占せらるゝとほど誤つたことはない、とギュルヴィッツは論じていふ。以上で社交性の形式についてのギュルヴィッツの考察は終る。(146-156) この考察を前提にして次に、社交性の各種の形式に對應する法の種が考察されるのである。

(b) 法の種 社交性の形式については、まず自然發生的なそれと組織的社交性とが區別されたが、ソリでは、この區別に對應する法の種の問題は後に回され、既述の社交性に關する水平面からの考察が先行する。

社會法と個人法。まず最初に社會法 Droit social と個人法 Droit individuel の對立が問題にされる。ソリの對立は、

相互浸透による社交性と、相互依存による社交性との對立に相應するものである。さて、ギュルヴィッツの云々社會法とは、通常の社會法の概念とは全然といつてよいほど異つていて注意せねばならない。同時に、この彼の社會法に關する説明は相當特色があるのである。しかしギュルヴィッツの社會法に關する理論は『法社會學』で初めて提出されたのではなく、既に舊著『社會法のイデー』〔一九三二刊〕において展開されており、これを法社會學の體系の中に持ち込んだものである。さて、社會法は、彼によると、『われわれ』すなわち『總體 l'ensemble』の中への客觀的統合の法であり信賴に基盤を置く平和の法であり、相互扶助の法でもある。それは配分的正義を實現するものであり、そこでは要求 prétention と義務とは相互に浸透する。しかるに個人法は、相互依存の關係の上に成立はしているが、不信用の法であり、要求と義務とは互いに衝突し限定しあい、單に交換的正義を實現するにすぎない。また社會法は外部から強制されるものではなく、内部から規制する自治の法である。ソレら一つの法の混合形態として、從屬の法 Droit subordonnatif が考えられる。〔たとえば資本主義的企業における所有權法、カリスマ的權力など〕。いづれも個人の權利に社會法がれい屬於する」註(3)

以上のようこ社會法と個人法の概念を説明した後、法的權力の問題が考察される。ギュルヴィッツによるとあらゆる法

的權力は、すべて社會法の機能に外ならない、なぜなら、それは部分の融合、すなわち、われわれというそれ以上還元し難いものの、外的表示そのものであるから。この法的權力は、集團の結合を表わし、種々の權力の平衡を表わす、集團の權力と區別されねばならない。社會法による權力は常に非人格的、客觀的永久的な權力である。それは決して支配を意味せず、またその權力は『われわれ』の構成員の外部には投射されない。このようにギュルヴィッツは説明を續けるが、要するに、あらゆる對立を越えた人間性による結合とそれに基く法的關係を讃美していると見てよかるう。さらに社會法の細かい分類が次になされるが、これは既に述べた社交性の形式の分類に對應するものであるから省略する。

**組織された法と組織された法。**さて、社交性の形式は自然發生的なそれと、組織された社交性とに最初に分類されたが、これに對應するのが組織された法と組織された法の分類である。この二つの法の對立は、豫め固定された法 *droit fixé d'avance* と、しなやかな、しかし特に形成された法、および直觀的な見出される法 *droit intuitif et trouvé* との對立と共に一括して扱われる。ところはこれまでのべてきた法の分類は、すべて同じ平面 *pallier* の上での分類であり、ここでは平面自體が問題とされるのである。そして組織された法か否かの區別と、豫め固定されているか否か「制定法が慣習法か」の區別は同一ではなく、互いに交叉する。この組

合せ、さらに社會法と個人法、接近と離隔の法等々との組合せから、合計一六二種が出でくるとギュルヴィッツは云い、その主なるものに説明を加えているが、省略する。ただ彼によると、組織された社會法と組織されない社會法との間に斷絶が存在すると、組織された社會法は從屬〔支配〕の法となる。その原因是組織された法と、自然發生的法との分離、もしくは既述のような權力のカリスマ的性格にあり、二つの原因が結合した場合には、全體主義もしくは東洋的な神政主義になるとされていることを指摘しておく。(168)

## 2 特殊集團の法的類型學

法社會學の研究對象である法的社會的事實を、基本的な要素「社會性的形式とそれに對應する法の種」にまで分析しての考察が終ると、次には法の類型學、すなわち法の框 *cadre* についての巨視社會學的研究がなされる。法の種を綜合して成立する法の框の類型化は、ギュルヴィッツの場合、法の框を成立せしめている基礎である集團に對應して行われる。そこでまず各種の集團が分類される。集團を分類するメルクマールは、1 容量 *l'envergure* 2 存續期間 *durée* 3 機能、4 態度、5 組織を支配する原理、6 強制の方式、7 結合の程度 の七つであり、これによつて集團が、1 特殊集團普通集團、2 一般的集團と永續的集團……といった具合に七つに大別される。血緣的集團と地域的集團、經濟的集團といった區別は集團の機能による分類の中に含まれる。これらの集團の諸

種の分類に應じて法の権能、經濟法、教會法、民族法、國際法といった具合に分類されるのであるが、細かい説明は省略する。(179~)

ギュルヴィッツの『法社會學』において、ライトモティーフが國家法の絕對性を打倒すといふにあることは、既にこれまで多くの點でつかがわれ하였다。こゝで再びこの問題が『主權、ないが、種々の法秩序と國家の法秩序との關係』の問題として検討される。純粹に社會的な觀點から、主權の原理をば、ゆし統一性 l'unité の多様性に對する優越として見るかぎり「求心的傾向の遠心的傾向に對する優越」、あるいは集團は、社交性の形式に對する關係では、主權を所有していると認めねばならない。すなわち包括的集團は部分的集團に對して主權的であり、多機能的集團は單一機能集團に優越し超機能的集團は他のすべてに對して主權的である。したがつて絕對的主權と相對的主權とが存在するし、また主權と權力とは必しも同じことを意味しない。既述のような『社會法の優越』を強調する立場から、ギュルヴィッツは絕對的主權は超機能的にして包括的な社會すなわち民族 nation と國際社會のみが有すると考へる。このあたりギュルヴィッツの世界主義的立場が反映していると見られる。

さて國家の主權が優越した時期がある。それは近代國家の形成期であり、その頃近代國家はカトリック教會と封建的勢力に對抗するため、法の無條件的強制 la contrainte incon-

ditionnée を獨占したのであつた。この強制の獨占こそ國家の實質的なメルクマールであるが、しかしいれはいわゆる政治的主權にのみ關するのでありて、決して法的主權とは管轄の管轄 compétence des compétences ともいふべきものであり、國家を法的主權と見るのは、包括的社會が國家に許した管轄の増大および同時に生じた政治法の相對的優越を誤つて把握したものであるとされる。近代國家は法的主權を解釋し、それを代表する機關を作つたけれども、だからといって、國家が法的主權の把持者そのものとなるわけではない。以上のように國家主權の問題を考察した後、さらに具體的に各種の法秩序と國家との關係が問題にされるが省略する。

### 3 包括的集團の法的類型

特殊集團の法秩序に關する類型學的考察を終ると、次には包括的社會の法の類型學的考察が行われる。包括的社會はギュルヴィッツによると民族と國際社會にかぎられるから、この考察は、必然的に、包括的社會の法秩序の類型を歴史的に研究することを主要な目的とする。その類型は時代にしたがつて次の七つに分られる。(202~)

- 1、多環節的社會の魔術的宗教的基礎による法の體系。
- 2、神政的カリスマ的原理によつて等質化された社會の法の體系
- 3、家族的政治的集團の優越によつて等質化された社會の相對的に合理化された法の體系。
- 4、半神祕的半合理的基礎に

ある封建社會の法の體系。<sup>5</sup>、幕中あることは帝國が優越する社會の、強度に合理化された法の體系。<sup>6</sup>、地域的國家および個人意志の重視の體系(法と歴史の體系)による指導がれる社會の況金に世俗化され體制をもつた法の體系。<sup>7</sup>、現代社會の法の體系。(210-242)

1. Système de droit à base magico-religieuse des sociétés polysegmentaires.
2. Système de droit des sociétés, rendues homogènes par le principe théocratico-charistique.
3. Système de Droit relativement rationalisé de la société rendue homogène par la prééminence du groupe domesticopolitique.
4. Système de Droit de la société féodale, à base semi-mystique semi-rationalisée.
5. Système de droit fortement rationalisé des sociétés où prédominent la Cité ou l'Empire.
6. Système de droit entièrement secularisé et logicisé des sociétés amalgamées par la prééminence de l'Etat territorial et de l'autonomie des volontés individuelles (La prééminance de la loi et du contrat).
7. Système transitoire de Droit de la société actuelle.

以上の如きの二つの主な法は、他の多くの社會體系、法學者の成果を利用して説明しつゝあるが、その具體的内容は特徴的である。彼の著述は、紙數の多さの故に、彼自身の説明や他の著述の如く、要約して、ギュルヴィッヒの法體系を省略する。

最後に發生的法社會學についての敘述の上、要約する

て法社會學と法哲學の關係が論ぜられているが、ギュルヴィッヒの法社會學の方法ないしは特色はこれまでの所で一應うかがわると思つて興味深い領域であるがこれも省略する。

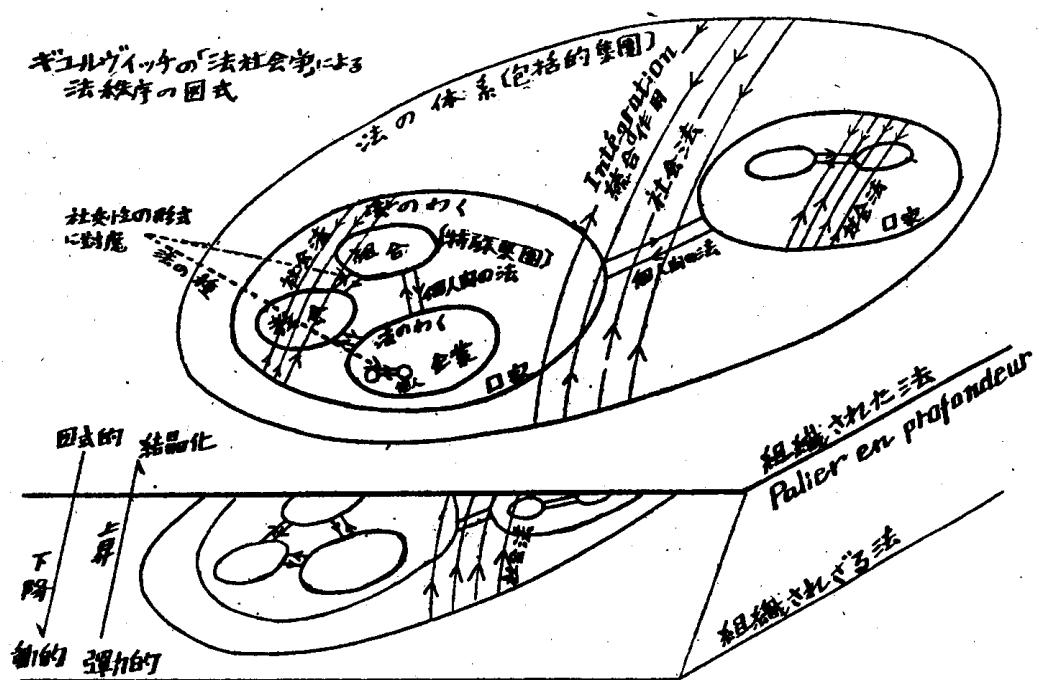
\*

\*

\*

以上ギュルヴィッヒの『法社會學』を、なるべく忠實に、その方法を明らかにするために重點をおいて紹介したのであるが、ギュルヴィッヒ獨特の用語法、その特色のある社會法の概念など理解に困難な要素があり、筆者の微力のためにかわめて不十分なものに終つた。最後に簡単にギュルヴィッヒの法社會學に批評を加えるならば、彼が國家法以外に自治的法の存在する立場を立證せんとするが、しかし社會的環境による諸要素を十分検討していないのが、マックスウラバーに對する彼の批判によかわらず、ギュルヴィッヒもまだ十分に法の地盤たる社會環境を分析してゐるのは到底考へられない。階級關係に關する分析はほとんどなされていない。『社會法』に關する理論は特色があるけれども、共同社會的な社會關係を強調する議論はそのまゝ、のみに止むわけには行かない。國際社會におけるヒューマニテイを基礎とする『社會法』が優越する事が望ましいことはあらへんであるが、このように説明してもそれで現實の問題が解決されるわけでもない。要約してギュルヴィッヒの法社會學は形式社會學者としての彼の立場をあわめて忠實に反映しているのであり、それを眞理があると尊ぶられる。〔訳〕

ゲルヴィッカの《法社會學》の體系の構成部分を簡か  
に圖解やる所の頃りだ。



註(一) Georges Gurvitch, *Éléments de Sociologie juridique*, 1940. [Aubier Editions Montaigne-Paris] *Sociology of Law*, 1947. [Kegan Paul, Srench, Trubner & CO., LTD]

ゲルヴィッカの學說を、我が國で紹介された文獻。  
L'Idée du Droit Social. (1932) Les tendances actuelles de la Philosophie allemande. (1930) Le Système de la morale concrète de Fichte. (1924)

ゲルヴィッカの學說を、我が國で紹介された文獻。

黒田弘輔「社會法の概念」[以下]法學 昭和十一年  
武田弘輔「ハーバードに紹介された實存主義の哲學」[アーヴィング・カーネギー著] 第一號 加藤新平「社會法の概念とその基本問題」  
法律文化昭和二二年十一月、昭和十一年以前の内外の文  
獻について、黒田教授前掲論文を参照された。

註(2) 『社交性的の形態』[以下] Essai de Sociologie  
の中の、最初の論文が同じトーマス・ハービッドによつて  
じに考察されてゐる[同書一一〇頁]がお、三〇頁に社交  
性の形態を體系的に圖解してある。

註(3) 『社會法』の概念を決定するためのマルクヤールと  
して 1 社會法の一般的機能 2 強制力の基礎 3  
對象 4 構造 5 外的表示 6 組織體における實現  
7 組織された社會法の向かられる主體があげられるが、  
精しくは、『社會法のイデー』[五一四六頁]第二章以下  
ながら黒田・加藤兩教授の論文を參照された。